

**養老鉄道養老線次期鉄道事業再構築実施計画策定務委託
公募型プロポーザル 質問回答書**

本プロポーザルの実施において、実施要領及び仕様書について提出されました質問について、次のとおり回答します。なお、当該回答は、実施要領、仕様書に記載する内容の、追加又は修正とみなしますので、ご確認・ご了承ください。

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 P1 2 提案資格に関する事項 (5) 本要領告示日の5年前から提案書の提出日までの間に、中部運輸局管轄区域内の、地方公共団体または地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「地域交通法」という。）第6条に規定する協議会が発注する、鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客輸送サービス継続実施計画、鉄道再生実施計画のいずれかの計画の策定・調査に関する複数の業務実績を有する者であること。	弊社では、中部運輸局管区域内において、 鉄道 線 基礎調査業務（ 協議会）及び 地域公共交通網形成計画策定業務委託（ 地域公共交通会議）の業務実績はありますが、中部運輸局管区域内では当該計画に関する策定・調査の実績はございません。 なお、他管区内において、当該計画に関する策定・調査の複数の業務実績は有しております。 業務実績における地域の指定は必須条件でしょうか。	・本業務受託者選定において提案者に必要な事項として、地域交通法に基づく鉄道事業再構築実施計画策定若しくは、同計画に類似した、計画策定業務の実績を有することを条件としておりましたが、中部運輸局等の確認したところ、管轄区域内において当該計画または類似計画の認定数が寡少であり、提案資格を満たす事が困難であると認められるため、業務実績地域の指定を除外します。 実施要領 2 提案資格に関する事項(5)中における「中部運輸局管轄区域内の、」の記載を削除。
2	実施要領 P4 3 (6)受託候補者を特定するための評価基準	技術提案に記載される提案書は仕様書と読み替えて理解すればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 実施要領 P4 3 (6)受託候補者を特定するための評価基準（技術提案） 「提案書」を「仕様書」に読み替え